

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、①住民税均等割非課税世帯や②令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、いずれも**手続きが必要**です。
- 令和3年度住民税非課税世帯・家計急変世帯で、すでに10万円の給付を受けた世帯は対象となりません。
- ①と②の重複受給はできません。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

申請書類の受理から約1か月後を目処に順次口座振込を行います。

※申請結果は個別に決定通知書(はがき)を送付し、お知らせします。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

①令和4年度に新たに
「住民税均等割が非課税」
となった世帯

②令和4年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

大牟田市から対象の世帯に
確認書を送付します（**要返送**）

※一部申請が必要な場合があります

提出期限：令和4年9月30日（金）

※必要事項を記入して、添付書類と共に提出してください。

詳しくは裏面「①」へ

申請が必要です



申請期限：令和4年9月30日（金）

『申請書（請求書）』および『収入見込額の申立書』に必要事項を記入して、添付書類と共に提出してください。

詳しくは裏面「②」へ

給付金の受給手続き

① 令和4年度に新たに住民税（均等割）が非課税になった世帯

(1) 課税状況を確認できた対象世帯

1. 市役所から、6月末頃に『**確認書**』を発送します。
2. 中身を確認して、**9月30日（金）まで**に返信してください。
3. 申請内容を確認後、7月末より順次口座振込を行います。



(2) 確認書は届いていないが、次に該当する人

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

【申請期限】
9月30日（金）

- ★令和4年1月1日～6月1日に転入し、世帯全員が非課税である。
- ★令和4年1月1日～6月1日に課税の配偶者と離婚し、非課税世帯になった。
- ★令和4年1月1日～6月1日に課税の扶養者が死亡し、非課税世帯になった。
- ★修正申告をして世帯全員が非課税世帯になった。
- ★DVを理由に避難しており、世帯全員が非課税である。
- ★世帯全員が非課税で、令和3年12月10日以降に大牟田市に転入等してきた人がいる。

※申請方法はコールセンターにお尋ねください

② 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。(例)住民税非課税となる年間給与収入の目安(大牟田市) 単身の場合:96.5万円以下、母・子(1人)の場合146.9万円以下

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

- ★該当する世帯の限度額は広報おおむた7月1日号やホームページに掲載しています。
- ★該当する場合は、『申請書(請求書)』および『収入見込額の申立書』に必要事項を記入して、申請書裏面の提出書類とともに提出してください。
- ★様式はホームページに掲載します。郵送を希望される場合はコールセンターに連絡してください。
- ★提出する物など詳細は、広報おおむた7月1日号やホームページでご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

(1) 郵送での申請

【送付先】〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地 大牟田市臨時特別給付金対策室

(2) 窓口での申請

- ◆とき 7月14日(木)～9月30日(金) (※土、日・祝日は除く)
【午前】9時00分～11時45分 / 【午後】13時00分～17時00分
- ◆ところ 市役所北別館1階 市民ホール

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに国・県・市(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署(大牟田警察署 ☎ 43-0110) か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

☎0120-526-145

受付時間 9:00～20:00 (土、日・祝日を除く)

大牟田市臨時特別給付金
コールセンター

☎050-3196-8783

受付時間 9:00～17:00 (土、日・祝日を除く)